

## 飯塚市子どもの居場所づくり支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市内の子どもの健全な育成に寄与するための子どもの居場所を提供する団体に対して行う飯塚市子どもの居場所づくり支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内に居住する18歳未満の子ども及びその保護者を対象とした子ども食堂の運営であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で実施されるものであること。
- (2) 利用料金は、無料又は材料費等の実費相当額であること。
- (3) 1回当たり10食以上提供できる体制を有していること。
- (4) 年間を通じて計画的に運営し、かつ、原則として、月1回以上実施すること。
- (5) 実施団体の関係者等特定の者のみ参加する運営ではないこと。
- (6) 宗教的活動、政治的活動及び営利を目的とした事業ではないこと。
- (7) 子どもの食物アレルギーの有無等に十分配慮すると共に保健所の指導に基づいた衛生管理が行われていること。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 活動拠点を市内に有し、市内において活動を行う団体であること。
- (2) 構成員のうち半数以上が満18歳以上であること。
- (3) 組織運営に関する規約、会則等を有していること。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動をする団体でないこと。
- (5) 法令等に違反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

### (補助金の種類等)

第4条 補助金の種類は、次のとおりとする。

(1) 開設・拡充費補助金

(2) 運営費補助金

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 国、県、本市を含む他の地方公共団体から補助金その他これに準ずるものの交付を受けたものは、補助対象経費とはしない。

3 民間団体等から助成金、寄付金その他の収入(以下「その他助成金等」という。)がある場合、補助対象経費の額は当該その他助成金等の額を減じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、飯塚市子どもの居場所づくり事業費補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 誓約書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付条件等)

第7条 規則第7条の規定により、第4条第1号の補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業を3年間以上継続して実施しなければならない。

2 交付決定者は、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに事業を完了しなければならない。

3 食事の提供のほか、学習面での支援、宿題やレクリエーション活動の場の提供等、子どもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。

4 運営上知り得た利用者の情報は漏らさないこと。ただし、支援を必要とする子ども又は保護者については、関係機関と連携し、必要な支援に結びつけることができるよう速やかに飯塚市と情報共有を図ること。

5 前項の規定に違反した場合、市長は、規則第18条の規定により、当該補助金の決定の取り消し、又は補助金を減額することができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに飯塚市子ども居場所づくり事業費補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日 告示第80号）

この告示は、告示の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

別表(第5条関係)

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額
開設・拡充費補助金	修繕費(1件につき3万円以内)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告費、委託費、リース料、保険料、負担金	補助対象経費の額(1団体につき限度額20万円)
運営費補助金	会場使用料、食材費、消耗品費、交通費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、委託費、保険料、負担金	補助対象経費の額とし、当該年度内において開催した回数に1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額(1団体につき限度額24万円)

備考

- 1 拡充費補助に係る補助金の交付は、1補助事業につき通算1回とする。ただし、当該1回の交付決定額が限度額に満たない場合、当該申請日から3年を経過する日までは、交付決定額が限度額に達するまで、回数にかかわらず、交付申請を行うことができる。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。